

4 . 新浦安駅周辺地区基本構想

1) 基本的な方針

新浦安駅周辺は、第1期埋立事業（昭和50年竣工）により造成され、昭和62年のJR京葉線の暫定開通にあわせて新浦安駅が整備されました。これにより浦安市の新都市として成長を続け現在に至っています。計画的に整備された都市基盤整備により緑豊かなゆとりある都市空間を形成し、住居系・商業系の土地利用が調和した魅力ある都市づくりが進められてきました。新浦安駅の周辺開発と歩調を合わせ浦安市全人口も増加してきました。

しかし、整備当時、現在ほどバリアフリー関連基準は熟成されておらず、駅前広場や歩道等について現在求められる水準まで至っていないのが現状です。ヒアリングやまち歩き点検調査において、新浦安駅のスロープの勾配や凹凸、駅前広場の舗装材の目地幅、視覚障害者誘導用ブロックの色、交差点部での縦断勾配等について指摘があったように、当時の基準で良いとされていた構造も新たなバリアを生む要因となっていることがわかりました。

市民利用施設では駅周辺の商業施設や順天堂浦安病院があり、アンケート結果ではよく利用する施設として上位に挙げられました。また、市役所周辺のシビックセンター地区が浦安市内の駅の中で唯一徒歩圏域にあり、さらにおさんぽバスが両地区を結ぶため、公共施設との連続性が強いことが大きな特徴となっています。

シンボルロードや若潮通りなど幹線道路が駅周辺の東西、南北を走っており、この2つの路線が主な施設を結んでいます。歩道は比較的広く、駅周辺という立地から歩行者が多い通りとなっています。

これらの新浦安駅周辺の状況を加味し、以下に交通バリアフリー法に基づく基本構想の基本的な方針を示します。

誰もが安心して利用できる新都市を目指し、浦安市のモデルケースとしてバリアフリーによるまちづくりを実施します。

駅から駅前広場、主要施設までの一連の移動経路についてユニバーサルデザインの思想に基づく整備水準の高いバリアフリー化を進めます。

平成22年を目標に関係者と調整し重点的かつ一体的なバリアフリーに係わる特定事業等を実施します。

駅周辺地区とシビックセンター地区間のバリアフリー化を実施することで、浦安市全域におけるバリアフリー歩行空間ネットワーク形成の礎を築き、市民の多様な移動特性への対応を目指します。

2) 特定経路

(1) 対象目的施設

対象目的施設は、駅を経由しての徒歩利用が想定される施設、すなわち広域レベルで利用される施設が対象となります。

対象目的施設

項目	施設名称	特 徴
公共施設	浦安市役所	市民利用施設として最も重要な施設群（シビックセンター地区）と考えられる。市内3駅の中で新浦安駅が最も近く徒歩圏（約1km）にある。最寄り駅である新浦安駅までの歩行動線を確保することで、他地区や市外への連続したバリアフリー歩行空間ネットワーク形成が可能であり、整備効果が高いと考えられる。
	中央図書館	
	文化会館	
	浦安郵便局	
	浦安警察署	新浦安駅に最も近い公共施設であるが、日常的な利用頻度は低い。しかし免許更新手続き等の社会生活に必要な利用が考えられるため、最寄り駅である新浦安駅までのバリアフリー経路を確保する必要性は高い。
福祉施設	総合福祉センター	特に高齢者、身体障害者等の利用施設として最も重要な施設であると考えられる。市役所と同じシビックセンター地区に位置しており、内容は上記の通り。
	老人福祉センター	
	健康センター	
文教施設	明海大学	一般の利用は少ないが、オープンカレッジ等、市民への門戸も広げており、今後の利用増加が見込まれる。市内・市外からの来訪者が想定されるため、最寄り駅である新浦安駅までのバリアフリー経路を確保する必要性は比較的高い。
医療施設	順天堂浦安病院	高齢者等の利用が多く新浦安駅からの徒歩利用もある。市内・市外からの来訪者があるため、最寄り駅である新浦安駅までのバリアフリー経路を確保する必要性は高い。
商業施設	ショッパーズ	利用者が非常に多く、駅に面している大規模ショッピングセンターであり、駅と連続したバリアフリー経路を確保する必要性が高い。
	モナ	
	アトレ	
	イトーヨーカドー	商業施設としてよく利用される施設であり、「まち歩き点検調査」でも、イトーヨーカドー前の交差点のバリアフリー化の必要性が多々指摘された。シンボルロードを介して明海大学に隣接しているため、一体的な整備として実施する必要性は高い。

(2) 特定経路の考え方

特定経路は以下の考え方に基づき設定します。

特定経路設定の考え方

特定旅客施設から対象目的施設までの最短経路とする

移動制約者が最も短距離で目的地まで行くことができるように、特定経路は最短経路を選択することを基本とする。

最短経路が複数ある場合は、多様な移動特性を考慮し設定する

最短経路が複数ある場合は曲がり角が少ない経路を基本とするが、立ち寄り等の多様な移動特性を考慮しできる限り多くの経路を設定する。

(3) 特定経路の設定

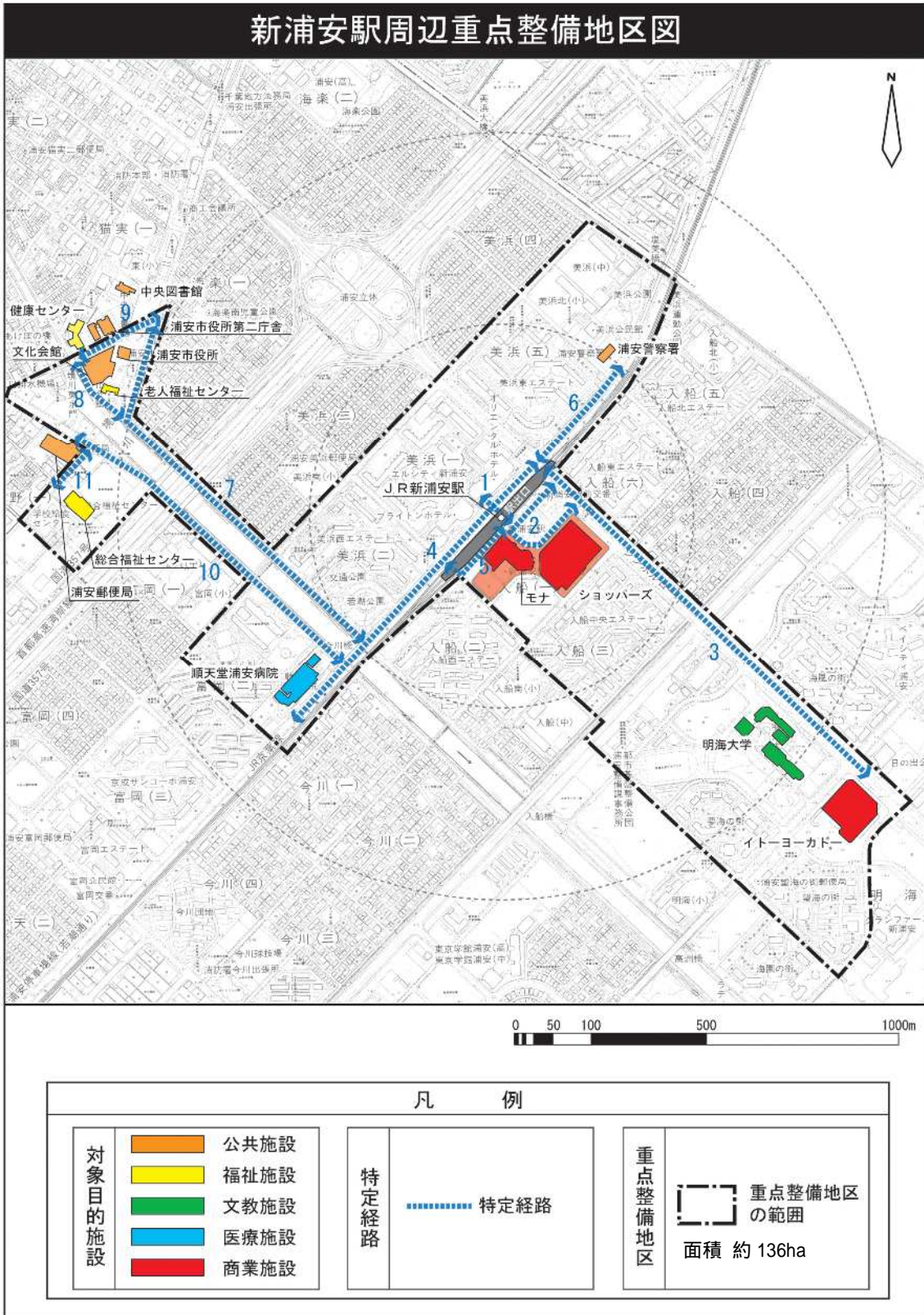
上記に示した考え方に基づき、特定経路を設定します。

番号	道路名称	対象目的施設	備考
1	市道 5-50 号(新浦安駅連絡通路)	駅施設	
2	幹線 9 号(駅前広場)	駅前商業施設等	
3	幹線 9 号(シンボルロード)	明海大学、イトーヨーカドー	
4	県道西浦安停車場線(若潮通り) 市道 5-49 号	順天堂浦安病院	
5	市道 5-27、5-52 号		若潮通りの補完経路
6	市道 4-52 号	浦安警察署	
7	市道 5-1 号	浦安市役所	
8	市道 5-2 号	文化会館、老人福祉センター	
9	幹線 4 号	健康センター、中央図書館	
10	幹線 3 号	浦安郵便局	
11	市道 6-9 号	総合福祉センター	

位置図は次頁に示します。

3) 重点整備地区の位置及び区域

重点整備地区は対象目的施設（もしくは前面道路等）及び特定経路を含み、道路や河川、字界等で明確に区切られる地区を設定します。（約 136ha）



4) 特定事業及びその他の事業

平成 22 年までに推進していく特定事業（バリアフリー事業）の内容を示します。

(1) 公共交通のバリアフリー化（公共交通特定事業）

新浦安駅（東日本旅客鉄道株式会社）

項目	内容
上下移動	1・2番線ホームおよび3・4番線ホームから主たる改札口に至る1の経路について、歩行制約者に対応した垂直方向のバリアフリー化のための事業を実施します。（2003年度内に整備完了予定）
案内情報	コンコースにおいて、移動円滑化のための案内・誘導設備を整備します（2003年度内に整備完了予定）
その他	今後改修を行う際には、利用者の声などを参考にし、努めて使いやすくわかりやすい設備整備に心がけます。
旅客サービスの向上	乗務員・駅社員へのバリアフリー教育を充実させていくとともに、接客サービスの向上を図ります。 車内放送等により、利用者のマナー意識高揚に努めます。

バス（東京ベイシティ交通、京成バス、京成トランジットバス）

項目	内容
バス停留所	バス停留所の改良を必要に応じて実施していきます。なお、歩道の整備、上屋の整備、ベンチの設置については、関係諸機関と協議し、実施していきます。
バス車両	車両の代替え時にあわせ低床式バスの導入を推進していきます。
旅客サービスの向上	時刻表の表記や運行時刻など、バスに関する情報の提供方法について、より一層の充実を図ります。 乗務員へのバリアフリー教育を充実させていくとともに対応等、接客サービスの向上を図ります。

おさんぼバス（浦安市）

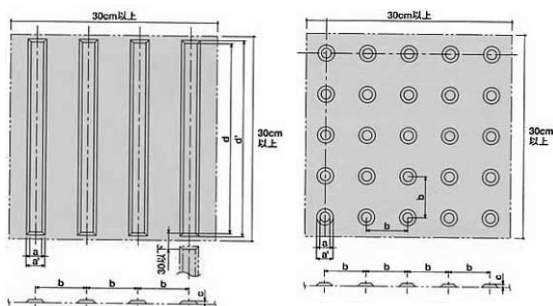
項目	内容
旅客サービスの向上	乗務員へのバリアフリー教育を充実させていくとともに対応等、接客サービスの向上を図ります。

(2) 道路のバリアフリー化（道路特定事業）

県道（千葉県）

番号	道路	内容
4	西浦安 停車場線 (若潮通り)	側溝形式の改良等により歩道有効幅員を確保します。 交差点部における、段差改良、勾配緩和、平坦部の確保等を行います。 歩道の平坦性・平滑性を確保します。 JIS規格に準じた視覚障害者誘導用ブロックを設置します。 関係者と調整し視覚障害者横断帯（エスコートゾーン）等の誘導方策を検討します。 適切な箇所に案内誘導サインを設置します。

市道 5-49 号と調整し実施する。

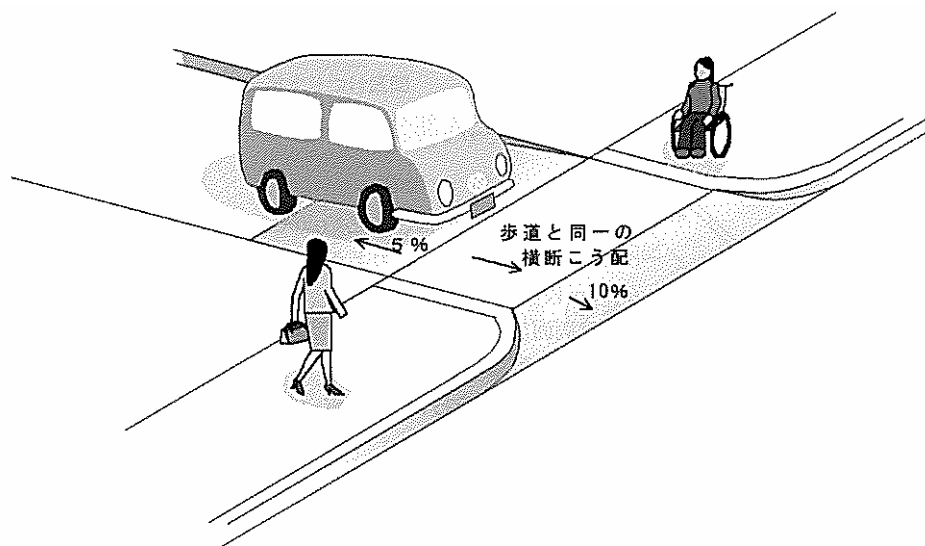


JIS規格の視覚障害者誘導用ブロック。全国でばらばらの仕様で使われていたため、統一を図るため平成12年に規格化された。



視覚障害者が横断歩道をまっすぐ歩くことができるように横断歩道内に突起を設けたエスコートゾーン（視覚障害者用横断帯）の例（武蔵野市）

番号	道路	内 容	
		共通事業	道路別事業
1	市道 5-50 号 （連絡通路）	<p>交差点部における、段差改良、勾配緩和、平坦部の確保等を行います。</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックを設置する場合は J I S 規格に準拠することとします。</p> <p>関係者と調整し視覚障害者横断帯(エスコートゾーン)等の誘導方策を検討します。</p> <p>適切な箇所に案内誘導サインを設置します。</p>	駅東西にエレベーターを設置します。
2	幹線 9 号 （駅前広場）		<p>平滑な歩行帯を設置します。</p> <p>タクシー乗降場の改良を実施します。</p> <p>バス停留所等のベンチを安全な形状のものに取り替えます。</p> <p>バリアフリー情報が掲載された総合案内板を設置します。</p>
3	幹線 9 号 (シンボルロード)		<p>歩道の平坦性・平滑性を確保します。</p> <p>細街路との交差点が連続する区間についてスムーズ横断歩道を採用します。</p>
5	市道 5-27 号 市道 5-52 号		急な横断勾配を緩和します。
6	市道 4-52 号 (浦安警察署方面)		歩道舗装面を透水性舗装に改良し横断勾配の緩和、水たまりをなくします。
7	市道 5-1 号		-
8	市道 5-2 号		-
9	幹線 4 号		-
10	幹線 3 号		-
11	市道 6-9 号		-



スムーズ横断歩道の例

車道を上げることで、交差点部での勾配をなくし、歩行者がスムーズに横断歩道を渡れるようにしたもの

(3) 信号機等のバリアフリー化 (交通安全特定事業)

(千葉県公安委員会)

項目	内容
信号機等	高齢者、身体障害者等による道路横断の安全確保のための機能を有した信号機、視認性の高い道路標識等を設置します。
取締り	特定経路内の道路における違法駐車行為の防止のため、交通指導取締りや関係機関・団体等と協力した広報・啓発活動を実施します。

(4) タクシー運転手教育

(タクシー事業者)

項目	内容
接客対応	移動に制約のある方々への接客対応の教育を更に進めます。

5) その他

(1) 放置自転車対策

駅周辺の放置自転車が、歩行者を始め車いすの方や、視覚障害者の方等の安全な歩行を妨げバリアフリーの面からも、この放置自転車の解消策が強く求められています。

そこで、市営自転車駐車場の整備に引き続き努めて行くとともに、1台の自転車を自宅から駅に行く利用者と駅から事業所や学校に向かう利用者が共用で利用する都市型レンタサイクルの実験事業に取り組んでいきます。

また、駅への自転車集中を抑制していくため自転車駐車場の利用料金等の見直しを始め路線バスの充実や輸送力増強等を図っていくため、バス事業者と協議を進めていくなど多面的に放置自転車対策を講じていきます。

(2) 心のバリアフリーの推進

施設のバリアフリー化が完了されても、視覚障害者誘導用ブロック上に放置自転車や放置物件等が置かれてはその効果を十分に発揮することはできません。また、近くにいる人による手助け、一声が何よりも重要となる場合もあります。視覚障害者誘導用ブロックは他の利用者の歩行や走行に支障をきたすという意見もあり、視覚障害者の方にとっては生命線であるということの理解が十分に得られていない現状もあります。

これらのことから、ハード整備にあわせ、市民の理解と協力が得られるように、市ではソフト対策として広報・啓発活動を実施していきたいと考えております。心のバリアフリーを浸透させすべての人が安心して快適に生活できる環境の実現を目指します。

また、交通バリアフリー法では国民の責務として高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した円滑な移動を確保するために協力するように努めることが定められています。浦安市民もバリアフリー推進への協力を努めることを本構想で改めて示したいと思えます。

(3) シビックセンター地区との連携

浦安市の中心に位置する官公庁が集中するシビックセンター地区を一部含める形で重点整備地区を設定しました。重点整備地区は駅周辺という限られた範囲の中でのバリアフリー化の方向性を示すものですが、シビックセンターを含めたことで重点整備地区は非常に拡張性の高い地区特性を有することになりました。

そのため、3駅の中心に位置しているシビックセンター地区のバリアフリー化を推進し、今後の全市域への拡大を図ることが有効な施策であると考えられます。新浦安駅周辺の重点整備地区のバリアフリー化に併せ、シビックセンター地区のバリアフリー化を推進し、連続性・拡張性のあるバリアフリー化を図っていきます。